明治三十二年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○平成二十五年度地方債同意等基準を公表する件（総務一八一）　一
○平成二十五年度地方債計画を公表する件（同一八二）　八
○平成二十五年度地方債充当率を公表する件（同一八三）　九
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一〇二五～一一〇五）　三
○保安施設地区の指定をする件（同一一〇六～一一一二）　三〇

〔官庁報告〕

官庁事項

日本貸金業協会の業務規程の変更の認可に関する公示について（金融庁）　三
公調委平成二十四年（フ）第一号北海道石狩市花川東地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の裁定（公害等調整委員会公示二）　四

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
厚生年金基金変更関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告示

○総務省告示第百八十一号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十一項の規定に基づき、平成二十五年度地方債同意等基準を次のように定めたので、同項の規定により公表する。

平成二十五年四月十一日　総務大臣　新藤　義孝

第一　総括的事項

一　地方債同意等基準の策定方針等

1　地方債同意等基準は、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第５条の３第11項に基づき、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるとともに、その運用の公正・透明性の確保を図る観点から、定めるものとする。

2　平成25年度の地方債の同意又は許可（以下「同意等」という。）は、平成25年度地方債計画の事業別計画額を基準として行うものとする。

また、地方債の資金に関しては、公的資金は民間資金の補完であることを基本とし、各資金及び事業の性格、事業量並びに地方公共団体の資金調達能力、財政状況及び財政運営の健全性等を踏まえた適切かつ柔軟な資金配分を行うものとする。

二　地方債協議等のスケジュール等

1　地方財政法施行令（昭和23年政令第267号。以下「地財令」という。）第２条第１項第１号に掲げる地方公共団体の地方債の協議又は許可申請（以下「協議等」という。）に係る同条第２項若しくは地財令第21条第２項に規定する総務大臣が定める期間又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「健全化令」という。）第14条第１項に規定する総務大臣が定める期間は、原則として、通常の場合の協議等にあっては９月までの間で総務大臣が定める日まで、国の補正予算等による地方負担額の増その他事業費の増等に伴う追加の協議等にあっては当該年度末までの間で総務大臣が定める日までの期間とする。

また、民間等資金債（市場公募債及び銀行等引受債をいう。以下同じ。）の上半期発行等のため、早期の同意等を要する場合には、別に定めるところにより、当該地方債の発行に支障を来さないよう早期の協議等を行うものとする。

2　地方債の同意等に関する地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の３第１項に規定する通常要すべき標準的な期間は、協議等から同意等まで、おおむね１ヶ月とし、当該年度末までに同意等が行われるものとする。

3　本基準における用語の使用については、地財法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）、地財令、健全化令及び地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）の例による。

4　本基準のほか、各年度の地方債の同意等に当たり必要な事項は別に定める。

第二　協議団体に係る同意基準

一　一般的同意基準

1　一般的事項

⑴　地方債の協議は、地方債計画の事業区分を基本とし、二に定める事業区分を協議の単位として行うものとする。

⑵　地方債の協議においては、原則として、一般的同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。